

本学所蔵の中世史料について

野 田 泰 三

はじめに

日本語日本文学科では先般、京都学講座等での教材として活用すべく、若干の古文書を購入した。内訳は中世文書二点、近世文書二群（京都町方文書一四一点、福寿院文書一二六点）である。近世文書については整理の終了をまつて追々紹介することとし、今回は中世文書二点について若干の紹介を行い、学内外への周知を図りたい。

一、四郎五郎下地売券

はじめに釈文と読み下し文を提示し、ついで大意を述べ、解説を加えることとする。

【釋文】

(端裏書) 「郡四郎五郎壳券」

永代沽却申候下地之事

合百歩者

在所梅津下庄
宮田字カケ田ト云

右、件下地者四郎五郎相伝當知行、于今無相違地也、然依有要用、直錢伍貫六百文限永代所壳渡申候明白也、但本年貢分上三宮へ

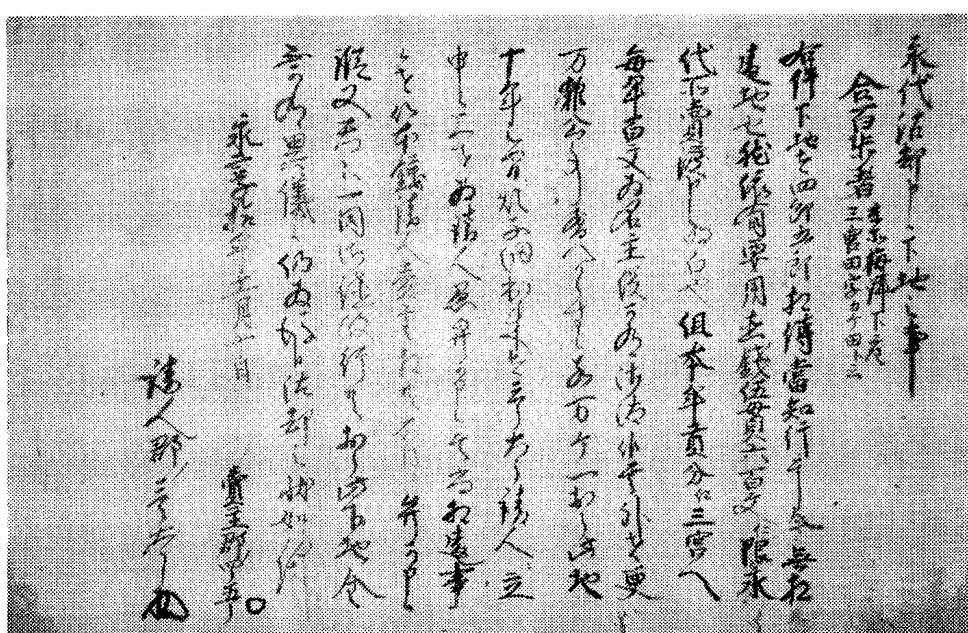
毎年百文、為名主役、可有沙汰候、其外者更万雜公事あるへからす候、若万ケ一於于此地十年之間煩子細出来者、三郎太郎請人立

申候上者、為請人、懸弁可申候者、尚相違事候者、以本錢、請人・壳主相共、不日二弁可申候、縱又天下一同御德政行共、於于此下地、全不可有異儀候、仍為後日、沽却之状、如件、

(略押)

永亨拾年十一月十日 壳主郡ノ四郎五郎

請人郡ノ三郎太郎 (花押)



【読み下し文】

(端裏書) 「郡四郎五郎売券」

永代沽却申し候下地の事

合せて百歩てへり在所海津下庄、三畠田字カケ田と云う

右、件の下地は四郎五郎相伝相当知行、今に相違無き地なり、然るに要用有るにより、直錢五貫六百文に永代を限り売り渡し申し候ところ明白なり、但し本年貢分に三宮へ毎年百文、名主役として沙汰有るべく候、その外は更に万雜公事あるべからず候、もし万が一この地において十年の間に煩いの子細しゅつたい出来せば、三郎太郎請人に立ち申し候うえは、請人として懸け弁じ申すべく候てへり、なお相違の事候はば、本錢を以て請人・売主相共に、不日に弁じ申すべく候、縦たとい又天下一同の御徳政行うとも、この下地においては全く異儀有るべからず候、よつて後日のため沽却の状、件の如し、

永享拾年十一月十日 売主郡ノ四郎五郎(略押)
請人郡ノ三郎太郎 (花押)

【内容】

一般に、料紙の向かって右侧を袖、逆に左侧を奥という。書き終えた文書は普通奥から内側に向かって順次折りこんでいくため、最後には袖の裏側が表に出る。この部分を端裏はしうらと呼び、ここに書かれた字句を「端裏書はしうらがき」といふ。

文書の内容が料紙を開かずとも判別できるように記された、内容についてのメモと考えればよい。この文書の場合は「郡四郎五郎売券」とある。後に述べるように、郡村の住人四郎五郎が認めた売券（売買証文）、という意味である。

本文一行目「永代沽却申候下地之事」は事書といい、この文書の表題にあたる部分である。期限を限らず（永代）売り渡し（沽却）た下地（土地）のこと、といった意味である。現代の土地売買では、いつたん土地を他者に売却してしまうと、その土地の所有権は永久的に売り主の手を離ることになるが、中世においてはむしろ一定の年限を限つて売却する年季売りが一般的であった（現在の質入れの感覚に近い）。従つて年季売りではないということを示すために「永代」という文言が附加されているのである。

二行目には土地の面積と所在地、地字名ちあざが記されている。面積は百歩。一段＝三六〇歩であるから、一〇〇／三六〇段。梅津下庄に所在する三宮田で、カケ田と通称されている田地である。

三行目以下が本文で、事実書といふ。大意を述べると、この土地は四郎五郎が相伝し現在まで慥かに知行していたことに相違ないが、やむを得ぬ事情があり銭五貫六百文で永久に売り渡し申す。但し名主役として毎年本年貢百文を三宮へ納めること。その外の諸雜税（万雜公事）は一切賦課されない。もし今後十年の間にこの田地に関する問題（煩子細）が起こつた場合は、三郎太郎が保証人（請人）に立つたうえは、この保証人の責任で弁償する。もし違約した場合は、売価（五貫六百文）を保証人・売り主が共同で弁済する。たとえ「天下一同の御徳政」が行われても、この下地においては全くその適用は受けない。よつて後日の証拠として売買証文を認める。

少々意訳した部分もあるが、大意は以上のようにある。

そして年紀を記し、その下（日付書きの下の位置を日下にづかという）に売り主の四郎五郎が、その次行に保証人の三郎太郎が署名し、サイン（花押かおうという）を据えている。売り主・請人ともに「郡」とあるのは郡村の住人、とい

う意味。また三郎太郎の花押は室町期の一般的な花押の形状（やや簡略ではあるが）を示すが、四郎五郎の花押は○と大変簡略である。このような簡略な花押を略押といい、一般には無筆の下層身分のひとびとに多く見られる。

【解説】

料紙は楮紙。法量は縦三〇・六cm×横四八・六cm。紙面には若干の虫損がみられ、紙背には簡便な裏打ちが施されている。

さてこの文書は、梅津下庄に所在する面積百歩の田地を葛野郡郡村の百姓四郎五郎が売却した売券である。この郡村こそ、本学が所在する西京極野田町・同葛野町が含まれる旧村名にほかならない。郡村の旧集落は大学から五条通を西へ約五〇〇mほど行つたところ、桂川東岸堤防の際に立地する。ここは古代葛野郡衙（郡の役所）が置かれていた地で、村名はその遺称をつぐものと言われるが、確証はない。郡村の鎮守が三宮（衣手社ころもで）で、松尾大社の境外摂社でもある。

売買の相手（買い主）の名は「直錢〇〇に誰某へ永代を限り……」のように本文中に明記されるのが普通だが、本文書には見えない。基本的にこの売券を所持する者が買い主であるから、自明のことと考えて買い主の名を記さなかつたと考えられる。細かな論証は省くが、本文書の宛所（買い主）は後述する長福寺と推測される。

「天下一同御徳政」であるが、徳政とは本来天子が行うべき仁徳のある政治（マツリゴト）のこと。それより転じて、事物・事象を「あるべきところにもどす」行為・現象を意味するようになり、中世において徳政令といえば債権・債務破棄を命じた法令を指す。則ち、売買や質入れによつて本主（本来の所有者）のもとを離れた動産・不動産を取り戻す—あるべきところにもどす—ことが取りも直さず“徳政”であると觀念されたのである。徳政令は鎌倉後期、疲弊した御家人を救済するために鎌倉幕府が発布した永仁の徳政令（一二九七年）をはじめとして、戰国期に至るまで幕府や諸領主によつてしばしば発令された。本文書では、たとえ徳政令が発令されても、この田地

については取り戻しの対象とはしないことを保証しているのである。なお徳政令について関心のある方は、笠松宏至『徳政令』（岩波新書）をお読みいただきたい。

この田地の所在地は梅津下庄とみえている。梅津下庄は現在の右京区梅津周辺に比定され、平安期に在地の有力者梅津惟隆なる人物が開発したと伝える梅津庄の一部である（「長福寺文書」所収治承元年長福寺縁起并資材帳）。惟隆の後裔比丘尼真理が仁安四年（一一六九）に自ら建立した長福寺（当時は天台宗寺院）に寄進した田地に新庄田七町四反二百歩と上庄田一町四反大などがあり、このうちの新庄が梅津下庄に当たると考えられている。院政期に高陽院（鳥羽院皇后藤原泰子）領、ついで近衛家領となるが、現地は梅津庄下司職・長福寺寺務職等を相伝した真理の子孫梅津氏が一族で実質的に支配・管理していた。南北朝期・暦応二年（一二三三九）、梅津氏は禪僧月林道皎を招き、長福寺を延暦寺末寺から禪宗に改める。康永四年（一二八七）には「梅津上下庄地主職并作田惣下司職」「梅津庄長福禅寺寺務職并田畠」が梅津氏から長福寺に寄進され、ここに禪寺長福寺によるこの地の支配が進展することになる。梅津下庄ならびに長福寺については、石井進編『長福寺文書の研究』（山川出版社）、池田好信「梅津庄」（『講座日本莊園史七』所収、吉川弘文館）が詳しい。

「本年貢分三宮へ毎年百文、為名主役、可有沙汰候」とあるのは、この田地が「三宮田」とされていることとあわせて考えると、この田地はそもそも郡村の鎮守三宮神社の祭礼等の費用をまかなうべく設定された神田であり、三宮へ毎年百文を納める役（名主役）が設定されていたということである。四郎五郎からこの田地を買い取った者（長福寺）はその役も継承することになる。

さて興味深いのは、本文書によつて田地を売却した四郎五郎と恐らくは同一人物と思われる者の売券がほかにも二通確認できることである。一通は永享元年一〇月一日四郎五郎百姓職売券（「尊經閣古文書纂」所収、『長福寺文書の研究』八二七号）、もう一通は同九年一二月一三日四郎五郎田地売券（「国会図書館所蔵田券」所収、『長福寺

文書の研究（八五三号）である。前者は「在所上田経田」二反の田地の「長福寺領之百姓職」を銭四貫文で、後者は「在所梅津庄之内、下司方之下地、字号高堂田」一八〇歩を銭五貫五〇文で売却している。買い主は両通とも記されていないが、これらも買い主は長福寺と考えられる。『長福寺文書の研究』に収められた他の史料をも勘案すると、当時長福寺が周辺田地の諸権利を買得集積していた様子がうかがわれる。また後者は今回取り上げた文書の一年前の日付であり、四郎五郎が所持する田地を次々と手放していることが判明するのである。

二、東寺公文所淨聰奉書

〔釈文〕

（花押）

東寺造営御料所

山城国東西九条

号女御田 方御下地鳥羽

方事、被致奉行、

可被專興行之由、

所被仰下之状、如件、



嘉吉式年十二月廿七日公文法眼淨聰（花押）

寒川新左衛門尉殿

【読み下し文】

（花押）

東寺造営御料所山城国東西九条女御田と号す方御下地鳥羽方の事、奉行致され、興行を専らにせらるべきの由、仰せ下さるところの状、件の如し、

嘉吉式年十二月廿七日公文法眼淨聰（花押）

寒川新左衛門尉殿

【解説】

料紙は楮紙。法量は縦二八・七cm×横四八・四cm。掛幅装。

東寺造営料所である山城国東西九条のうち鳥羽方について、東寺が寒川新左衛門尉なる人物にその管理・支配にあたることを命じた文書である。

東西九条は、山城国紀伊郡、現在の京都市南区の東九条・西九条・上鳥羽・唐橋、伏見区の竹田・深草などに散

在した田地の集合体で、東寺領拝師庄・主殿寮領田など近隣諸庄園の田地と複雑に入り組んで存在し、女御田とも称された。当庄の初見は鎌倉中期・建長四年（一二五二）で、鎌倉期には比叡山西塔本覚院領としてみえる。南北朝期に領主は転々するが、康安元年（一三六一）室町幕府二代將軍足利義詮が当年分の年貢を東寺修造料（堂舎の修造費用にあてる）として寄進したのを皮切りとして、応安元年（一三六八）三代足利義満が当庄を修造料として東寺に寄進、永和三年（一三七七）には改めて東西九条地頭職が寄進され、ここに名実ともに東寺領としての東西九条が成立することになる。応安三年（一三九六）義満が当庄を青蓮院に寄進したことから、東西九条は一時東寺の手を離れるが、嘉吉元年（一四四一）一〇月東寺は知行回復を期して幕府に訴訟、一二月には東寺勝訴の判決が下り、東寺の支配が再開される。以後、青蓮院との訴訟が繰り返されるが、戦国末期まで膝下寺領として東寺の支配が維持された。

東西九条の田地二一町五反余は西鳥羽分（鳥羽方）、東鳥羽分（竹田方）、九条分、その他、に区分されており、本文書にいう「鳥羽方」には七町九反余の田地があつた（以上、東西九条については、高橋敏子「東西九条」（東寺宝物館図録『東寺とその庄園』所収）、池田好信「東西九条女御田」（『講座日本莊園史七』所収）が詳しい）。

本文書は東寺が鳥羽方の支配を寒川新左衛門尉に申し付けた文書であり、日下に署判する「公文所法眼淨聰」の「公文所」とは東寺の寺僧のもとで庄園支配の事務に携わった事務職員ともいべき存在で、なかでも署判する宮野淨聰は永享一〇年（一四三八）から文正元年（一四六六）まで公文所の筆頭ともいえる惣公文を勤めた人物である。そして本文書の書き止めが「……之由、所被仰下之状、如件」となっているのは、淨聰が上位者の意思を受けてその命令を伝達していることを示している。このように上位者の意思をその側近や部下が奉じて発給する文書を奉書と呼ぶ。この場合の上位者とは公文所の上に立つ東寺の寺僧集団の一つで、伽藍堂舎の造営・修理や造営料所の管理を担当した造営方という組織の責任者＝奉行である。当時の造営方奉行は宝泉院快寿（宝泉院は東寺に存在

した院家の一つ)であり、文書袖に据えられた花押こそ、この快寿のものにほかならない。

宛所の「寒川新左衛門尉」は、同じく東寺領であつた久世郡上久世庄の公文職(現地で庄園の管理・経営にあたる庄官職の一つ)を勤めた寒川氏(有力守護細川氏の被官で、もと讃岐の国人)の一族で、貞光という人物。鳥羽方は從来この地を本拠とする土豪小枝氏が下司を勤めていたが、この時期、寒川氏が小枝氏にかわつて東西九条にも進出することになったのである。

さて興味深いのは本文書が発給された日付である。嘉吉元年一二月、青蓮院との訴訟に勝訴した東寺が東西九条の支配を回復したことは先にも述べたが、実はこの年の六月には、六代將軍足利義教が守護赤松満祐によつて殺害される、いわゆる嘉吉の乱が惹起していた。本国播磨に引き上げた赤松氏一族が幕府の追討軍によつて滅ぼされるのが九月、この間義教の後継者と定められた嫡男義勝は当時わずか八才であつた。東寺は將軍暗殺後の政局の混乱が収まらぬ時期をねらつて所領回復の訴訟を起こしたとも考えられ、もしそうならば東寺の意図はまんまと成功したことになる。幼少の義勝は未だ文書を発給することができず、東寺に東西九条を返付する旨の判決文は、管領細川持之の下知状という形式で出されたのである(「東寺文書」所収嘉吉元年一二月二六日管領細川持之下知状)。ただし政局の混乱に乗じたのは何も東寺のみではなく、幕閣諸将の多くが赤松氏追討のために京都を出払つていた八月末には、近江坂本や京都周辺の村々に住む農民や馬借(輸送業者)達が蜂起して洛中洛外の寺社に立て籠もり、京都の街に対して計画的に経済封鎖を行いつつ、幕府に徳政令の発布を要求し、まんまと実現させた、いわゆる嘉吉の徳政一揆も勃発している。時局を見るに敏であつた当時の民衆達のバイタリティーも評価されるべきだろう。

本文書はその一年後のものである。「康正三年造営方式条々」(「東寺百合文書」け函所収)によれば、この頃東寺では毎月二日に「造営祈祷」が行われていたが、「東西九条本復」を受けて祈祷は八月三日で結願し、あらためて「嘉例」として九月一〇日から「東西九条長久」「新御寄進等繁昌」のための祈祷が始まることになった。

以後毎月二日を式日として祈祷は続けられたようである。東西九条の回復を受けて造営方の活動が活発化している様子を読みとることができよう。とすれば、本文書は本格的に東西九条の経営を再開するにあたって、東寺が有力守護細川氏と繋がりを持ち、上久世庄でも実績のある寒川氏を当て、支配の強化を図ったものと考えることができるものはない。前年の東西九条回復とセットになつた文書として読むことができるものである（東寺造営方については、小寺泰二「東寺造営方奉行について」（資料館紀要二二）、京都府立総合資料館第三回東寺百合文書展図録『東寺の造営』を参照されたい）。

なお本文書のように、料紙を横に二つに折つて記された文書形状を折紙という（一方、四郎五郎下地壳券のように料紙を天地一杯に使う形狀は豎紙たてといふ）。

現状では表装され掛幅装となつてゐるが、軸には「山城国東寺造営古文状」という墨書銘ならびに「東寺造営古文状」／「従嘉吉」／「至明」／「明」などと同筆で記された貼紙が残る。貼紙ウワ書三行目の「明」の下は「治」と読めそうであり、恐らく明治のある時点で軸装されたものと考えられる。

東寺に伝來した中世文書は現在、東寺文書（東寺〈教王護国寺〉所蔵、一部重要文化財）・東寺百合文書（京都府所蔵、国宝）、教王護国寺文書（京都大学総合博物館所蔵、重要文化財）、その他の寺外流出文書、と複数の所蔵先に分かれて伝存しているが、本来は一括して東寺で保管されてきた文書群であり、日本中世史研究上の第一級史料との評価が与えられている。本文書はこれら東寺伝来文書とセットで読み解かれるべき史料であり、かつ比較的研究の進んだ東寺関係文書のなかでも新出（未紹介）史料であることを付記しておく。

おわりに

以上、雑駁ながら日本語日本文学科が購入した二通の中世文書について概要を紹介した。述べ来たつたように、二通の中世文書は単に古いというのみならず、一通は本学の所在地に所縁の文書、また一通は京都地域の歴史を考える上で大変重要な情報を含む新出史料であり、いずれも貴重な古文書である。二通の中世文書を同時に入手できることは誠に饒倖であった。

この二通の古文書は、図書館と協議の上、作成年代・内容両面に鑑みて貴重書に指定し、保存・管理を行つている。ただし貴重書だからといって全く死蔵してしまつては意味がない。教材としてモノ（現物）のもつ威力は絶大である。歴史学・文献学あるいは博物館学の教材として有効活用すべく、現在その方策を検討しているところである。

今回この古文書購入にあたつて、予算措置を講じていただいた学園当局には改めて感謝の意を表したく思う。ただし古文書購入費は認めていただいたものの、これに伴うささやかな維持管理経費が削られたのは誠に遺憾である。今回は偶々他研究機関のご厚意を得、保管手段を確保することができたが、学園の措置は文化財保護の観点からは見識に欠けると評されても致し方あるまい。古文書は一旦購入すればそれで事足れりというものではない。文化財所蔵者には、所有する文化財を適切な状況下で半永久的に保管・管理し、かつ有効に活用していくことが文化財行政の面からも求められている。そのためには、中性紙仕様の文書収納箱や防虫剤など、最低限の維持管理経費は必須である。また今後より有効に活用するためには、記録・公開、あるいは同様の史料蒐集のための予算措置が不可欠である。伝統ある人文科学系学部を有する大学として、今後適切な処置を講じられんことを切に希望する。

〔付記〕

京都府立総合資料館の池田好信氏・黒川直則氏、東京大学史料編纂所の高橋敏子氏からは公文所淨聰奉書について種々貴重なご教示を賜つた。記して感謝の意を表したい。